

## 意見募集中案件詳細

案件番号			
意見募集中案件名		「旅券法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集	
定めようとする命令等の題名		旅券法施行規則の一部を改正する省令	
根拠法令条項		旅券法第3条第2項、同第3項、第6条第1項、第22条	
行政手続法に基づく 手続であるか否か		行政手続法に基づく手続	
案の公示日		2007年5月2日	
意見・情報受付開始日		2007年5月2日	意見・情報受付締切日 2007年5月16日
意見提出が30日未満 の場合その理由		(イ)戸籍に記載のない者からの旅券申請が相次ぎ、早急にこれらの者に対する旅券発給についての要件を定める必要があり、 (ロ)本件規則改正後も、申請者(戸籍に記載のない者)については、戸籍謄・抄本の提出に代わる書類を提出し、また、行政側においても種々の確認を行うことが必要であり、これら一連の過程には一定の時間が必要となるところ、30日以上意見提出期間を設けた場合、これらの者が予定している渡航日に間に合わない可能性があることから、意見提出期間を15日とする。	
関連ファイル	意見公募要領 (提出先を含む)、 命令等の案	省令案 意見募集要項	
	関連資料、 その他	省令案概要	
資料の入手方法		外務省領事局旅券課において配布	
所管府省・部局名等(問合せ先)		外務省領事局旅券課 電話:03-3580-3311(内線4941、2320、4942)	
備考			

## 旅券法施行規則の一部を改正する省令案についての意見募集

平成19年5月2日  
外務省領事局旅券課

この度、「旅券法施行規則の一部を改正する省令案」について、下記の要領により、皆様からの御意見募集を行うことといたしました。

### 記

#### 1. 意見募集対象

旅券法施行規則の一部改正案について

#### 2. 意見提出期限

平成19年5月16日（水） 必着

#### 3. 意見の提出方法・提出先

氏名、職業、住所、電子メールアドレス、電話番号（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません）をご記入の上、以下のいずれかの方法により募集期間の最終日必着で提出してください。電話でのご意見受けはしておりませんので、あらかじめご了承ください。

##### （1）電子メールによる場合

電子メールアドレス：passpub2@mofa.go.jp

##### （2）郵便による場合

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1  
外務省領事局旅券課総務班 宛

##### （3）FAXによる場合

FAX番号：03-5501-8166

#### 4. 備考

（1）いただいたご意見については、取りまとめた上、本施行規則改正の参考にいたします。

（2）いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

（3）いただいたご意見の内容を公開する可能性があることをあらかじめご了承ください。

（4）ご意見に付記された氏名、連絡先（住所、メールアドレス、電話番号）は、ご意見の内容につき照会をさせていただく場合等の連絡・確認のためにのみ利用いたします。

（了）

## 旅券法施行規則の一部を改正する省令案の概要

外務省領事局旅券課

### 1. 改正理由

(1) 戸籍に記載されないままとなっている者に対し、戸籍に記載されるまでの間に、人道上やむを得ない理由により海外渡航が必要となった場合、一定の要件の下に、旅券を発給できるよう、民法、旅券法その他の現行法の範囲内において旅券法施行規則の一部(注)を改正するものである。

(注) 旅券法第3条において、一般旅券の申請には戸籍謄本又は戸籍抄本の提出が義務づけられており、同条第2項第2号の規定に基づいて、提出を省略できる場合が旅券法施行規則第1条第5項において定められているが、同規則の現行規定は、戸籍に記載のない者を想定したものはないので、これを同規則中に盛り込むため同項及び関連の規定を改正する。

(2) 今回の改正は、①家庭内暴力(DV)や両親の離婚に起因して親子関係が確定しないため適法な出生届がなされておらず、そのために戸籍に記載のない者が存在するとの現状があること、②このような者であっても、人道上やむを得ない理由により海外に渡航しなければならない特別の事情があると認められる場合もあることを踏まえて行おうとするものである。

しかし、①出生届は戸籍法に定められた法律上の義務であること、②子の氏は民法の規定により決まり、その氏が戸籍に記載されるものであること、③旅券法においては戸籍に基づく国籍及び身分事項の確認が前提となっていることを考慮しなければならない。

(3) その結果、具体的には、戸籍に記載されていない者に対して、旅券を発給する場合を、①戸籍記載のための手続(親子関係の特定のための家庭裁判所への審判、裁判の申立等)を行っていること、②発給されることとなる旅券には、法律上の氏、すなわち、民法の規定により定められる氏が記載されること、及び、③人道上やむを得ない理由により、戸籍に記載される前に海外渡航しなければならない特別の事情が認められることの3要件をすべて満たす場合に限定しようとするものである。

### 2. 改正の主な内容(詳細は省令案(新旧対照表)参照)

(1) 第1条第5項(第7号を新設)

戸籍謄抄本の提出を省略できる場合を定める同項各号に、「戸籍に記載される前の者」が申請する場合を新たな号として追加する。なお、旅券の発行が可能となる「戸籍に記

載される前の者」については、身分関係の形成のための人事訴訟等の手続を行っていることの疎明資料を提出することを要件として、人道上やむを得ない理由により、戸籍への記載を待たずに渡航しなければならない特別の事情があると認められるときに限るとする。

(2) 第1条第6項(新設)

新設する第1条第5項第7号に該当する場合には、戸籍謄抄本により確認する身分事項を別の手段により確認することが必要となるため、当該身分事項を確認するため適当な書類を求めることとする旨規定する。

(3) 第2条第4項(新設)

戸籍に記載のない者につき、住民票もない場合には、本人及び居住確認を行うための書類の提出を求め、必要な調査を行うこととする旨規定する。

(4) 第5条第1項

旅券の記載事項である氏名については、同項において「戸籍に記載されている氏名」とされているところ、戸籍に記載のない者について旅券を発給することを想定した文言とする必要がある。この場合においても、氏については民法の規定と合致しない氏を旅券に記載することはできないので、「戸籍に記載されている氏名」を、「戸籍に記載されている氏名(戸籍に記載される前の者にあつては、法律上の氏及び親権者が命名した名)」に改める。

(了)

改 正 案	現 行
<p>(申請の書類)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 5 4 (略)</p> <p>5 法第3条第2項第二号に規定する外務省令で定める場合は、次に掲げるいずれかに該当する場合とする。ただし、申請者が第七号の規定に基づき申請を行う者である場合には、当該申請者は、戸籍に記載された後、速やかに戸籍謄本又は戸籍抄本を提出しなければならない。</p> <p>一 5 六 (略)</p> <p>七 戸籍に記載される前に法第3条の申請をする場合において、身分関係の形成のための人事訴訟等の手続を行っていることの疎明資料を提出するとき。ただし、人道上やむを得ない理由により、戸籍への記載を待たずに渡航しなければならぬ特別の事情があると認められるときに限る。</p> <p>6 申請者が前項第七号の規定に基づき申請を行う者である場合には、都道府県知事（直接外務大臣に法第3条の申請をする場合には外務大臣。以下、次条、第7条第1項及び第11条において同じ。）又は領事官は、次に掲げる身分上の事実を明らかにするため適当と認める書類の提示又は提出を申請者に求めることとする。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 性別</p> <p>三 生年月日</p> <p>四 日本の国籍</p> <p>五 法定代理人（申請者が未成年者の場合に限る。）</p> <p>(確認の事務)</p> <p>第2条 法第3条第3項（法第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による確認のため都道府県知事が一般旅券の発給を申請する者に提示又は提出を求めることができる書類は、住民票の写し及び申請者の氏名、住所をあて名として記載した郵便はがき（日本郵政公社が発行する通常はがきで未使用のものに限る。）並びに次に掲げるいずれかの書類であつて、申請者の氏名が記載されているものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定により一般旅券の発給を申請する者に係る本人確認情報を利用するとき、又は外務省が同法第30条の7第3項の規定により都道府県知事（同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）から当該本人確認情報の提供を受けるときは、前項に掲げる書類のうち、住民票の写しの提示又は提出を要しないものとすることができる。</p> <p>3 申請者が外国からの一時帰国者（国内に住所を有する者以外の者をいう。）である場合には第一項各号に掲げる書類に代えて、都道府県知事は、法第3条第三項の規定による確認のため適当と認める書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。</p> <p>4 前条第5項第七号の規定に基づき申請を行う者が住民票に記載されていない場合には、都道府県知事は、当該申請者の居所を疎明する資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、都道府県知事は、当該申請者が人ではないこと及び居所に居住していることを調査するものとする。</p> <p>(旅券の記載事項)</p> <p>第5条 法第6条第1項第二号の氏名は、戸籍に記載されている氏名（戸籍に記載される前の者にあつては、法律上の氏及び親権者が命名した名）について国字の音訓及び慣用により表音されるところによる。ただし、公の機関が発行した書類により表音が確認できる場合であつて、かつ、外務大臣又は領事官が特に必要と認める場合はこの限りではない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第6条第1項第四号の事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 旅券の名義人の性別、国籍（国籍のコード（国際民間航空機関の定めるコード。第三号並びに次条第二号及び第三号において同じ。）を含む。）及び本籍の都道府県名（戸籍に記載される前の者にあつては、本籍となると推定される都道府県名）</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(申請の書類)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 5 4 (略)</p> <p>5 法第3条第2項第二号に規定する外務省令で定める場合は、次に掲げるいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 5 六 (略)</p> <p>(確認の事務)</p> <p>第2条 法第3条第3項（法第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による確認のため都道府県知事（直接外務大臣に法第3条第1項各号に掲げる書類を提出する場合には、外務大臣。以下この項、次条、第7条第1項及び第11条において同じ。）が一般旅券の発給を申請する者に提示又は提出を求めることのできる書類は、本籍の入った住民票の写し及び申請者の氏名、住所をあて名として記載した郵便はがき（日本郵政公社が発行する通常はがきで未使用のものに限る。）並びに次に掲げるいずれかの書類であつて、申請者の氏名が記載されているものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定により一般旅券の発給を申請する者に係る本人確認情報を利用するとき、又は外務省が同法第30条の7第3項の規定により都道府県知事（同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）から当該本人確認情報の提供を受けるときは、前項に掲げる書類のうち、本籍の入った住民票の写しの提示又は提出を要しないものとすることができる。</p> <p>3 申請者が外国からの一時帰国者（国内に住所を有する者以外の者をいう。）である場合には第一項各号に掲げる書類に代えて、都道府県知事（直接外務大臣に法第3条第1項各号に掲げる書類を提出する場合には、外務大臣。）は、法第3条第三項の規定による確認のため適当と認める書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。（略）</p> <p>(旅券の記載事項)</p> <p>第5条 法第6条第1項第二号の氏名は、戸籍に記載されている氏名について国字の音訓及び慣用により表音されるところによる。ただし、公の機関が発行した書類により表音が確認できる場合であつて、かつ、外務大臣又は領事官が特に必要と認める場合はこの限りではない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第6条第1項第四号の事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 旅券の名義人の性別、国籍（国籍のコード（国際民間航空機関の定めるコード。第三号並びに次条第二号及び第三号において同じ。）を含む。）及び本籍の都道府県名</p> <p>二・三 (略)</p>